

京都市告示第148号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成28年5月27日

京都市長 門川大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町4番、6番、7番、8番、10番、11番及び12番以上 の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町6番、7番、8番及び12番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第148号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成28年5月27日付け京都市告示第148号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を、次のとおり撤回し、同法第11条第1項の規定に基づき、同区域を次のとおり指定します。

令和7年4月18日

京都市長 松井孝治

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づく指定の一部を撤回する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町4番、10番、11番、12番以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院宮ノ東町4番、10番、11番、12番以上の地番の一部

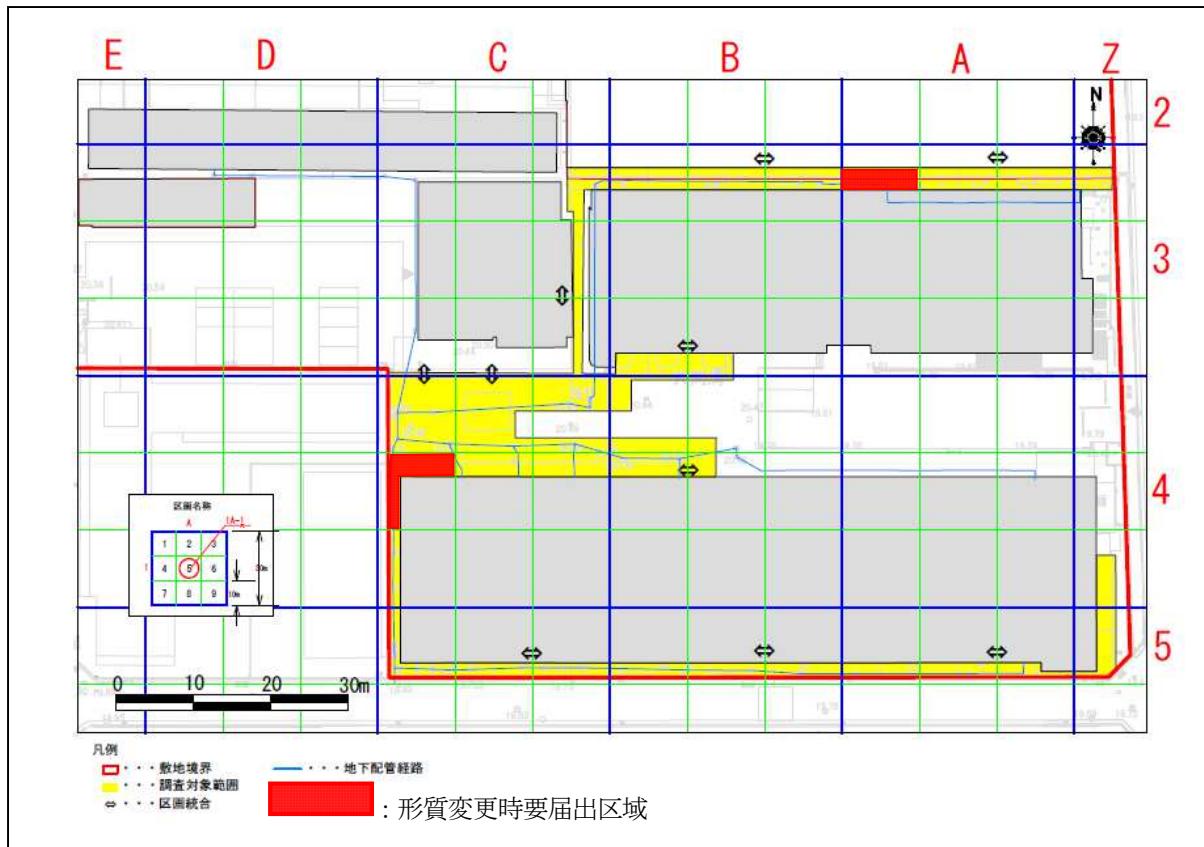
(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

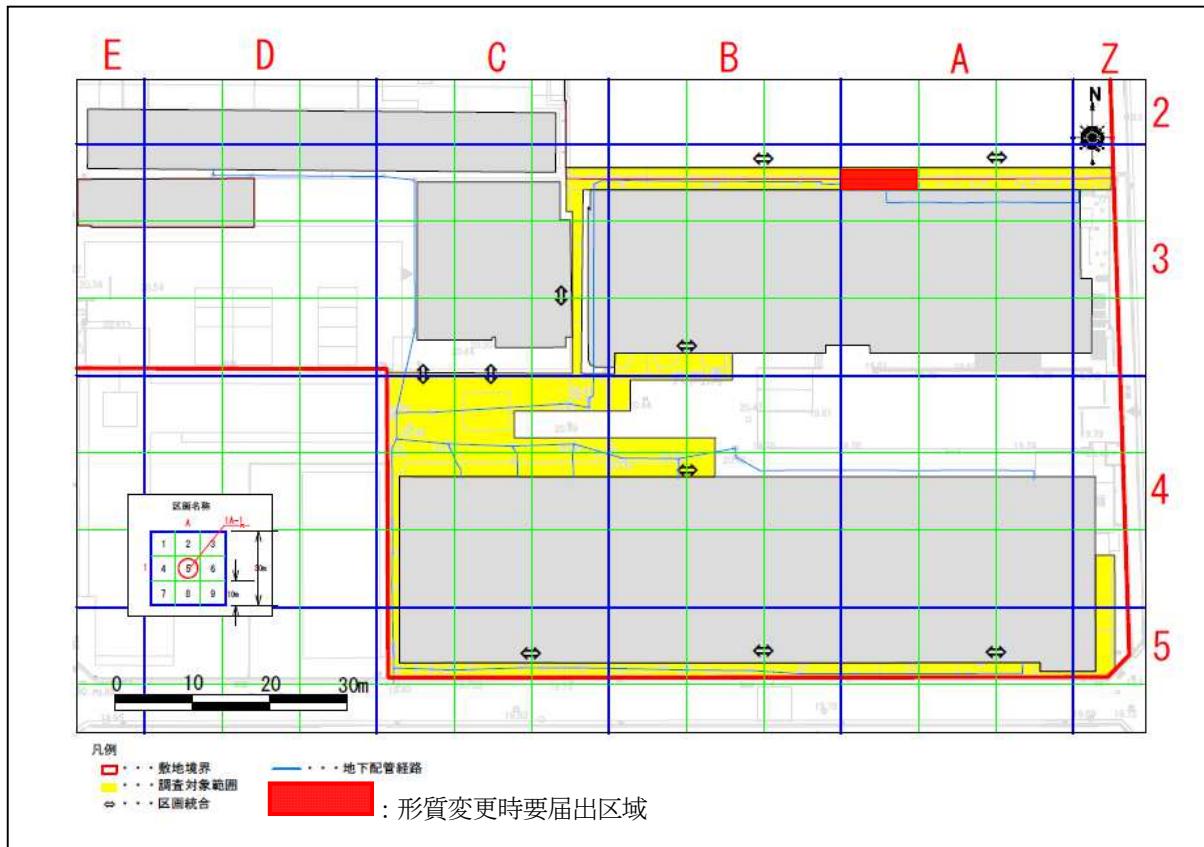
形質変更時要届出区域

(水銀及びその化合物の土壤溶出量基準超過)



形質変更時要届出区域

(鉛及びその化合物の土壤含有量基準超過)



形質変更時要届出区域

(砒素及びその化合物の土壤溶出量基準超過)

